

大阪健康長寿医科学センター一般廃棄物等収集運搬・処分業務委託 長期継続  
に関する質問回答書

質問事項		回答
仕様書 項目番号	質問内容	
公開見積合せ 参加に関する注意事項及び仕様書について	<p>この見積合せの見積書において、何を基準に作成するのでしょうか。そもそも注意事項や仕様書の中に業務内容や収集回数の指示や見積書として「所在地」「商号又は名称」「代表者名」（案件名、消費税額の明記）とは書かれておりますが、この契約自体が単価契約なのか概算契約なのか、総価契約なのかの記載が一切書かれておりません。</p> <p>収集方法として単価契約であればどのように計量するのか（積み合わせをせず搬入レシートをもって出来高払いとするのか、引渡し前に事前に計量するのか等によって単価は大きく変わる）の記載があれば単価もしくは概算見積になるが総価契約であれば概算の排出量で確定させる必要があるので単価の調整が難しくなる（この概算排出量の根拠がないうえに「排出量の目安（予定）であり、必ず発注する量を確約する物ではありません」と記載がある）。前年度実績のない架空の概算排出量を提示し、それをもって総価契約にするのであれば数量の根拠を教えて下さい。</p> <p>総価契約の場合、契約途中で明らかな排出量の誤差が生じた場合に契約金額の変更は出来るのでしょうか。</p>	<p>本案件は総価契約となります。</p> <p>見積金額の根拠となる排出予定数量は、大阪公立大学医学部附属病院及び医学部学舎（以下「本院等」といいます。）における排出量の実績を基に、本院等と大阪健康長寿医科学センターとの延床面積の比率で按分し、算出したものです。</p> <p>履行期間中に、実際の排出量が排出予定数量と著しく乖離した場合には、契約金額の変更等に関する協議に応じます。</p>
3、業務内容（3）	紙類に付随する物が混入している場合があるが積み残すことなく搬出する事とありますがクリアファイルやキングファイル、ビニール製のファイル等の廃プラスチックや金属くず等の産業廃棄物が混じっている場合も搬出しなければならないのでしょうか。	資源化可能な紙類に、クリアファイルやキングファイル等の明らかな産業廃棄物が混入している場合は、適正処理の観点から搬出の対象外とし、除外後あらためて搬出いただきます。